

1. 技能章（選択課目）について

1 技能章とは

創始者ベーデン・パウエル卿は、「技能章の目的は欠点を直すことを助け、性格と肉体的健康を増強することにある」また、「技能章のねらいは、少年たちが興味を持つ問題を自分で学ぶよう励ますことである」と述べられています。

技能章は、スカウト活動を支える「班制教育」と並ぶ二本柱である「進歩制度」の中の選択課目に属するもので、ボーイスカウト・ベンチャースカウトを対象にしており、基本的にスカウト自身の興味や特質に応じて自由に選択し取得ができます。それは、スカウト自身の時間を有効に活用しながら技能を取得し、知識を深め、個性を伸ばす中で新たな可能性を発見することでもあるのです。そして、その技能が色々な生活場面で自分自身や多くの人達の役に立ち、さらに社会人として職業を得る時の大きな要素や趣味となり、人生にとって大きな役割を果たすことができるよう望んでいるのです。

技能章の課目は、ボーイスカウト・ベンチャースカウトとも共通であり、社会生活に役立つもの、文化的なもの、スカウティングに関するものなど幅広い分野に設定されており、そのレベルはそれ相応の高度なものとなっています。取得するための審査を受けることができるのは、ボーイスカウトとしての基礎を学んだ後の2級スカウト以上となっています。また、技

能章課目の中には、ボーイスカウトでは取得が難しいものもありますが、ベンチャースカウトでのプロジェクトに大きく関与していくものでもあります。

スカウトの進歩制度では、全ての課目の指導と審査は、隊長の責任の下で行われますが、技能章については、その指導は隊長以外に必要なに応じて県連盟または地区より委嘱を受けた技能章指導員があたることで、そして、その審査については一部の技能章を除いて（**8**参照）、県連盟から委嘱された技能章審査員が行うよう定められています。スカウトは、このような仕組みの下でスカウト技能の充実を目指すこととなります。

2 選択課目としての技能章

新たな進級課程の選択課目は、従来のターゲットバッジ・マスターバッジは廃止され、全て「技能章」となります。この改正は、従来の意図するところに加え、スカウトが技能を修得することを目指し、技能章審査員による認定だけでなく、所属隊長の認定による技能章を追加（一部従来の技能章細目を見直し隊長認定技能章へ変更）し、スカウト技能の充実を目指すことにあります。

技能章一覧

2019.04.01 現在

* は、隊長認定の技能章

1 野営章*	22 園芸章	43 珠算章	64 わら工章
2 野営管理章	23 演劇章	44 消防章	65 アーチエリー章
3 救急章	24 音楽章	45 信号章	66 オリエンテーリング章
4 野外炊事章*	25 絵画章	46 森林愛護章	67 カヌー章
5 公民章*	26 華道章	47 洗濯章	68 自転車章
6 パイオニアリング章	27 茶道章	48 測量章	69 スキー章
7 リーダーシップ章*	28 写真章	49 測候章	70 スケート章
8 ハイキング章*	29 書道章	50 鳥類保護章	71 漕艇章
9 スカウトソング章*	30 竹細工章	51 釣り章	72 登山章
10 通信章*	31 伝統芸能章	52 溺者救助章	73 馬事章
11 計測章*	32 文化財保護章	53 電気章	74 パワーボート章
12 観察章*	33 木工章	54 天文章	75 ヨット章
13 水泳章	34 安全章	55 土壌章	76 武道・武術章
14 案内章	35 沿岸視察章	56 農機具章	77 環境保護章
15 エネルギー章	36 家庭修理章	57 農業経営章	78 報道章
16 介護章	37 環境衛生章	58 簿記章	79 薬事章
17 看護章	38 コンピュータ章	59 無線通信章	80 防災章
18 手話章	39 裁縫章	60 有線通信章	81 情報処理章
19 世界友情章	40 搾乳章	61 養鶏章	82 情報通信章
20 通訳章	41 自動車章	62 養豚章	83 ネットユーザー章
21 点字章	42 事務章	63 ラジオ章	84

● 技能章取得の基準

1. 2級スカウトから取得可能。
2. 1級と菊の細目の技能章および公民章は、隊長の認定で履修できる。
3. 必要に応じて新設技能章を増やすことができる。
4. 資格検定については、中・高校生年代で修得可能な基準を章ごとに定める。

選択課目が全て「技能章」となるということは、今後は技能章の指導や考查の機会が増えるということです。隊長認定の技能章も設置されましたが、多くは従来通り考查員による考查・認定が必要です。地区進歩担当委員会では、第2章以降の指導・考查体制の整備・充実が早急に求められます。

3 各進級章に必要な技能章

2017年9月の進歩制度の改定により、ボーイスカウト部門の選択課目は「技能章」に統合され、引き続きベンチャースカウト部門でも修得できるようになりました。また、内容も見直されて10の技能章が新設され、従来の技能章の考查・認定が、考查員から一部隊長が行えることとなりました。

技能章名称	考查員認定	隊長認定	1級 ●	菊 ●	隼 ●	富士 ●
1 野営章		○		○		
2 野営管理章	○					○
3 救急章	○				○	
4 野外炊事章		○		○		
5 公民章		○				○
6 パイオニアリング章	○				○	
7 リーダーシップ章		○		○		
8 ハイキング章		○	○			
9 スカウトソング章		○	○			

● 隊長認定として新設する技能章

技能章名称	考查員認定	隊長認定
10 通信章		○
11 計測章		○
12 観察章		○

※ふちの色の違いについて

新たな技能章のふちの色は2種類（赤、緑）とし、進級に必要な技能章のふちは赤色（右図上）、自由に選択できる技能章のふちは緑色（右図下）とする。



野営管理



通信

4 その他、既存の技能章

既存の技能章についても、細目の内容や取得状況を考慮して、内容の改定ならびに廃止・新設を行います。これらの技能章の考查細目は、教育規定「技能章」の項に示されます。なお、少年たちの興味や関心は、時代と共に変化し、多様化しています。それに対応して、今後、技能章の種類は増加するとともに課目の内容（つまり考查細目）も定期的に見直されて、一層充実するものと考えられます。

5 技能章の種類と課目

技能章は、日本連盟教育規定7-63-1により、2019年4月1日現在、前ページにある83種が設定されています。

6 考查基準

今回の改定より選択課目は技能章に一本化されました。その中で、改定前までの技能章考查方法から変更されたこととして、考查員認定ではなく、隊長認定の技能章を9個設定したことがあります。理由としては、スカウトが班・隊活動および各種プログラムをより高度に楽しく展開できるため、スカウト活動・プログラムに必要である基本的技能、知識を深められるよう設定いたします。

今までの技能章の概念を一部変更することにはなりますが、基本的スキルの充実を隊長認定としたうえで、現行技能章を考查員認定として残します。元々の技能章の目的である、スカウト自身の興味や特質に応じて自由に選択・取得することができ、知識や個性を伸ばし、その技能が自分自身や多くの人たちの役に立ち、さらに社会人として職業を得る時の大きなきっかけや趣味となり、人生にとって大きな役割を果たすことができることは今までと変わりありません。

7 隊長認定による技能章

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 野営章 | (2) 野外炊事章 |
| (3) 公民章 | (4) リーダーシップ章 |
| (5) ハイキング章 | (6) 通信章 |
| (7) 計測章 | (8) 観察章 |
| (9) スカウトソング章 | |

隊長認定の技能章は、スカウト活動における基本的な技能、知識を基に設定されています。進級課程にある各細目と同じ細目が多く設定されていることから、プラス2～3細目で修得可能な技能章もあります。隊長として上手にスカウトを導きながら、隊長認定技能章はすべて修得できるように指導してください。

考查の基準に関しては、進級課程細目同様に基準ラインは細目の字句を確認のうえ、スカウトの取り組み度合い（姿勢と努力）、それに達成度合いを隊長としてスカウトそれぞれをよく観察しコミュニケーションをとりながら、適切なアドバ

イスをして達成させることが隊長としての責務であります。

P.7の図 1-2 を参照してください。

8 審査員認定による技能章

審査員認定技能章の審査に関しては、現行の通りですので、P.7の図 1-1 及び P.22 ～ 24 を参照してください。

9 技能章課目の指導から技能章の授与まで

スカウトが、ある技能章を取得したいと希望してから、技能章を授与されるまでの手順を示しますと、次のとおりとなります。

① 計画をたてる

スカウトは自ら取得したい技能章を選び、いつどのようにしてそれを取得するか計画をたてる。必要に応じて隊長から指導と助言を受ける。

② 取り組む

その技能章課目の審査細目をよく理解して、必要な技能を身につけたり、調べて理解する。この段階で技能章指導員による指導や助言が大きな力となる。

③ 審査を受ける

技能章課目の各審査細目について、その基準に到達しているかを技能章審査員によって確認してもらう。

④ 記章をつける

技能章審査員より、審査結果の報告を受け、隊長から技能章を受け取り、着用する。

下図 1-1、図 1-2 は、隊長を中心にした技能章の指導と審査を進める上での関連や手順を図示したものです。図 1-1 は審査員が審査をする場合、図 1-2 は、隊長が審査をする場合の流れです。これによって、技能章課目の指導から技能章の授与までの手順が理解できます。

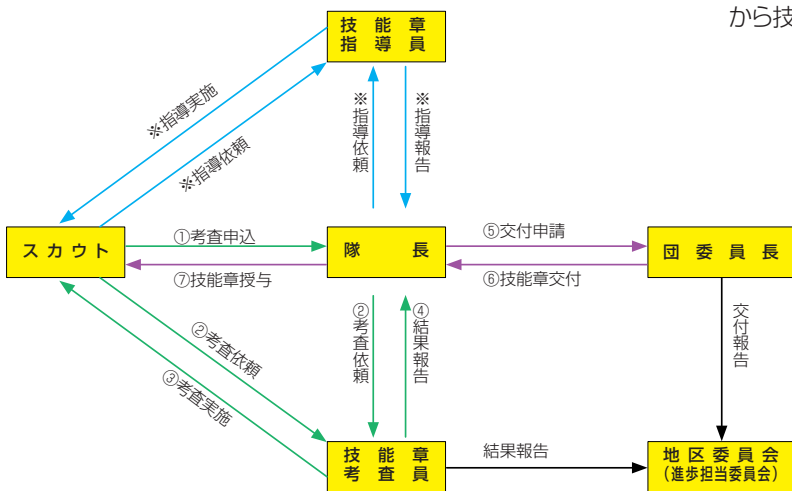


図 1-1 技能章の指導と審査員による審査の手順

○技能章の指導

いずれの場合も、スカウトに対して、隊指導者もしくは技能章指導員が行う。

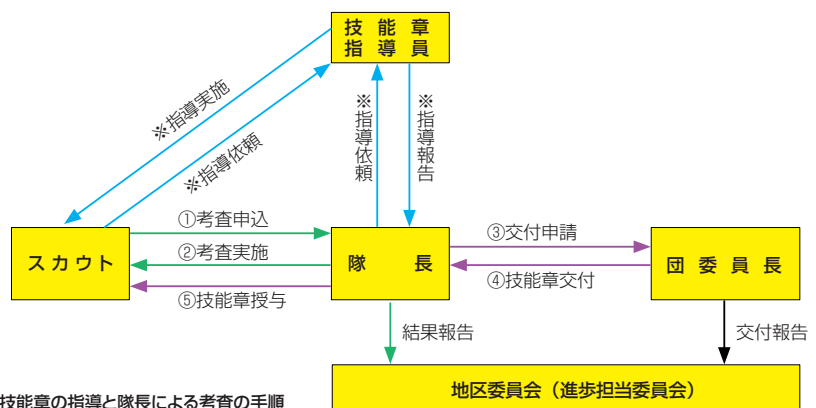


図 1-2 技能章の指導と隊長による審査の手順

2. 技能章指導員と技能章審査員

1 技能章指導員と技能章審査員の役割

技能章課目が幅広い分野にわたり、その内容も専門的なものとなっているところから、技能章ごとに専門家に技能章指導員や審査員をお願いして、スカウト達に、技能習熟の手ほどきや、審査を実施していただく仕組みについてはすでに述べたとおりです。

また、教育規定では、それぞれの役割、資格、委嘱の手続き等について次のように定めています。

4-23 技能章指導員	技能章指導員は、プログラムの特定部門について、専門知識を有し、その課目を通じてスカウトと接触することが適している者のうちから、理事会（地区を有する県連盟は地区委員会）の議を経て、理事長（地区を有する県連盟は地区委員長）が委嘱する。
4-22 技能章審査員	技能章審査員は、技能章の審査について専門知識を有する者のうちから、理事会の議を経て連盟長が委嘱する

ここではまず、技能章指導員と技能章審査員の相異点と両者のかかわりについて説明してみましょう。

(1) 「指導」と「審査」の役割分担

技能章指導員は、示された審査細目について、審査に合格できる能力を備えさせるのが役目であるのに対して、技能章審査員は、スカウトの能力を確認して、審査の可否を判定するという異なった役割りをもっています。しかし、両者は審査細目と審査の基準を通じて表裏一体の関係にあります。

(2) 技能章審査員は不可欠の存在

課目の審査は、スカウトの進歩にとって絶対的な要件です。

技能章の場合の審査は、必ず隊長（隊長認定のものに限る）もしくは技能章審査員の手を経なければなりません。その意味では、技能章審査員は欠くことのできない存在です。

これに比べて、技能章課目の指導については、必ずしも技能章指導員によらねばならないということはありません。技能章指導員として委嘱していない専門的知識・技能をもっている人によってなされる場合もあります。また第三者を得ないで、スカウト本人の努力によって技能を習得する場合もあります。従って技能章指導員は必要に応じてその役割りを果たすということになります。

(3) 技能章審査員は県連盟の奉仕員

前項の関係で、審査の責任をもつ技能章審査員の配置と審査基準の維持については、県連盟の責務となっています。従って技能章審査員は、県連盟の奉仕員ということになります。

(4) 技能章指導員と技能章審査員の兼務

技能章課目の「指導」と「審査」とは全く別個の役割りですが、同一人が両方の役割りを兼ねて果たすことができるならば、技能章指導員と技能章審査員を兼務することは可能です。むしろそのことが望ましい場合が多くあります。例えば、審査基準を維持する限りにおいて、課目を指導する過程で審査を完了するのが自然な技能章もあります。同種の技能章指導員と技能章審査員を全く分離して委嘱するという考え方は審査の効率や人材の活用などの面から現実的ではないかもしれません。

2 技能章指導員・考査員の確保

今まで技能章は、富士章や隼章に進級するためのもの様になってしまいましたが、今回の改定ではターゲットバッジのようにごく身近な選択課目となりました。

そのため、地区や県連盟の進歩担当委員会では、その指導・考査の環境をこれまで以上に整備・充実させること喫緊の課題となります。技能章指導員・考査員の更新時期に向けて整備を始めてください。

(1) 技能章指導員・考査員の資質

さて、どのような人が技能章指導員あるいは技能章考査員として適任でしょうか。技能章指導員・考査員に求められる資質を右（ピンクの囲み）にあげます。

(2) 技能章指導員・考査員の人選

技能章指導員の委嘱を促進することは、地区の進歩担当委員会の重要な役割です。

また、技能章考査員は県連盟で考査網を整備するのが一般的ですが、実際には、人選は技能章指導員の場合と同じ方法で、各団と地区の進歩担当委員会との間で進めることが自然でしょう。

これらの方々は、ボーイスカウト運動に対する協力者であり、また、地区に在住する有能な方々であるだけに、委嘱を促進するにあたって、依頼が必要です。

①各団からの推薦

スカウトが技能章の指導や考査を受けやすくするには、各団で技能章指導員や考査員の適任者をさがしてもらって、団委員長から地区の進歩担当委員会に推薦してもらうのが、実際のやり方です。また、必要によっては、進歩担当委員会が適任者をリストアップして、人選にあたる必要があります。

地区の進歩担当委員会は、適切な技能章指導員や考査員の人数を確保するために、その推薦を受けるに際して、各団に右（黄色の囲み）のことを十分周知しておかねばなりません。

また、そのためには、地区の参考となる情報を各団に提供する必要があります。

それは、技能章指導員や考査員の人数が、スカウトの技能章取得のニーズにある程度適合していないと、われわれの協力者である技能章指導員や考査員に過度の時間的負担をかけることになったり、逆に、指導や考査を希望するスカウトがなかつたりして礼を失することになるからです。

技能章指導員や考査員を各団より推薦してもらうには、付表 1 (P.16) の「技能章指導員・考査員の推薦について（お願い）」を参考に、これに類するリーフレット等を作成して活用するとよいでしょう。この段階では、あらかじめ本人に就任の承諾を得ておく必要はありません。

① 担当する技能章課目について、専門的知識を有すること

技能章課目の考査細目を正しく理解して、スカウトに技能修得の手ほどきができる能力があるか、または、考査の可否の判定を判断できる能力があることを意味します。

各技能章別のみで技能章指導員・考査員に期待される資格要件の標準を P.8 以降に示します。

② 担当する技能章課目を通じて、スカウトと接触することに適していること

このことは、スカウト指導の一分野をゆだねて、協力していただくことから当然のことでしょう。

③ 少なくとも、18 歳以上であること

④ 必ずしも加盟員でなくてもよいこと。また、スカウトの経験がなくてもよいこと。

加盟員である隊指導者、ローバースカウト、あるいは団委員に技能章指導員や考査員をお願いするばかりでなく、スカウトの両親はじめ、地域の協力者の中から専門的な技能や知識をもった適任者を加盟員以外から幅広く求めることが必要です。例えば、近所の自転車店の主人には「自転車章」、クリーニング店経営のカブスカウトの父親には「洗濯章」、柔道 2 段のボーイスカウト隊長の友人には「武道・武術章」、近くの消防署にお願いして「消防章」の指導員か考査員をといったようにお願いします。

※ 地区のない県連盟は「地区」を「県連盟」に読み替えて下さい。

- 各技能章課目の内容を熟知すること。
- 技能章指導員については、おくことの必要の度合を明示すること。
(学校や私塾の先生、クラブ活動の指導員、スカウトの両親など、ことさらに技能章指導員を委嘱しなくてもよい技能章もある)
- 各技能章について、スカウトたちの取得のニーズを勘案すること。
(過去の技能章交付実績が参考になる。しかし、その数にこだわりすぎないこと)
- ひとりが担当する技能章の数は、1 課目を原則とすること。
(多くとも 3 課目程度)
- 技能章指導員や考査員は、県及び地区内のスカウトのために奉仕する人たちであること。
(その団にのみ属するものでないことを認識してもらうこと)
- その上で、技能章指導員や考査員に求められる資質を満たしていること。

②地区の進歩担当委員会での人選

推薦する団としては、スカウトたちのために、できるだけ多く、身近に技能章指導員と審査員を配置したいという希望があるでしょう。他方、地区としては協力者に無理のない範囲で適切な人数にとどめて、有効に人材を活用したいと考えるでしょう。

これを調和させるのが、地区の進歩担当委員会の大きな責務です。このことをうまく進めるには、最初から多数の技能章指導員と審査員をおくのではなく、必要により、いつでも補充できる即応性のある仕組みにしておくことが肝要です。

地区の進歩担当委員会は、地区として必要とする技能章指導員と審査員について、各団または地区の進歩担当委員会より推薦された候補者をもって調整し、技能章指導員と審査員候補者を決定して、それについて、地区委員会で検討してもらうことになります。

※ 地区のない県連盟は、「地区委員会」を「理事会」、「地区委員長」を「理事長」に読み替えて下さい。

(3) 技能章指導員の委嘱

技能章指導員は、地区委員会の承認を得て、地区委員長が委嘱します。委嘱に際しては、地区委員長名で「技能章指導員委嘱状」(付表-2(1)参照 P.21)を準備して交付することをおすすめします。それによって、技能章指導員の方には、自分の専門分野を通じて、ボーイスカウト運動に参画する喜びをいっそう強く感じていただくことができるでしょうし、また、地区としても、協力の要請を実現できることとなります。この委嘱状は、できるだけ、地区の公の場や機会を利用して交付するのが効果的です。委嘱にあたっては、おたがいの責任を明確にするために、任期をはっきりさせることが大切で、2年ないし3年が適当です。

また、委嘱に対して、技能章指導員の就任承諾の意思表示を得ておくことも忘れてはなりません。例えば付表-3(P.22)のような「技能章指導員・審査員登録票」を団委員長を経由して、地区に提出してもらうようにすると便利です。

隊長認定の技能章については、他の技能章の取得と同じく、技能の指導を受けることのできる技能章指導員の委嘱について、県連盟・地区内での引き続きの取り組みをお願いします。

(4) 技能章審査員の委嘱

地区の進歩担当委員会は技能章審査員の候補者を選んだら、地区委員会の承認を得て、県連盟に委嘱の申請をします。この際、付表-4(P.23)の「技能章審査員委嘱申請書」の書式を利用するとよいでしょう。

県連盟の進歩担当委員会は地区より委嘱申請された技能章審査員の候補者について検討し、総合的に調整した上、理事会の承認を得て、連盟長の名をもって委嘱する作業を行います。県連盟は付表-2(2)(P.21)の「技能章審査員委嘱状」と事務局長名の「就任依頼状」を準備しておいて、地区に交付し、地区では技能章指導員の委嘱と同じやり方で、技能章審査員を委嘱してほしいものです。

委嘱にあたっては、県連盟として、技能章審査員の任期、就任承諾の確認などの手続きを明確にしておくことが大切です。また、付表-3(P.22)のような「技能章指導員審査員登録票」を本人から提出してもらって、地区で管理するのもよい方法です。

(5) 技能章指導員・審査員名簿の作成

スカウトが技能章課目の指導や審査を希望したとき、時宜を逸することなく対応するには、技能章指導員・審査員名簿を作成して、隊長・団委員長・進歩担当委員会など関係者に配布しておくことが必要です。

また、地区委員会、進歩担当委員会にとって名簿は、技能章指導員や審査員の全体を把握し、技能章指導員や審査員の補充・連携の強化などに有効に利用できる資料となります。名簿の整備は、地区の進歩担当委員会に欠かせない重要な仕事です。欠員とか、補充があった場合には修正して、常に役立つ名簿にしておきたいものです。(個人情報の取り扱いに注意が必要です)

以上述べてきたことを簡潔に図示したのが図2です。

(6) 技能章指導員・審査員の加盟登録

技能章指導員や審査員は、加盟登録を必要としません。(ただし、加盟登録を希望する人には、地区の申請により、県連盟を通じて、その手続きを行うことができます)

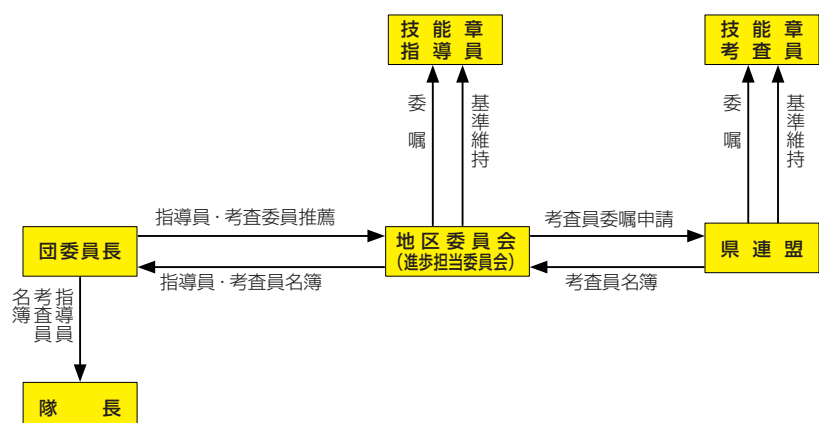


図2 技能章指導員・審査員と県連盟・地区との関係

技能章指導員・考査員の資格（茨城県連盟）

技能章名称		技能章指導員・考査員に求められる標準的な能力・資格等	その他事項
01	野営章	隊長認定*（スカウトキャンプに熟練していること）	野営法研修会STEP1 修了
02	野営管理章	スカウトキャンプに熟練しており（A）、野営法関連セミナーの講師になった者（B）、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者（C）。	A&（BorC） 同等以上の能力についてはその根拠を提示
03	救急章	救急隊員（A）、または日赤救急員適任証を有する者（B）、もしくは救急医療に携わる者（C）。	AorBorC
04	野外炊事章	隊長認定（スカウトキャンプおよび野外料理に熟練している者）	
05	公民章	隊長認定	
06	パイオニアリング章	ロープ結びに堪能（A）で、信号塔・台形橋脚・筏等の大型構築物の構造設計及び作業の安全管理ができ（B）、構築の指導の経験を有する者（C）	A&B&C
07	リーダーシップ章	隊長認定	
08	ハイキング章	隊長認定*（スカウトハイキングに熟練していること）	野外活動研究会STEP1 修了
09	スカウトソング章	隊長認定	
10	通信章	隊長認定	
11	計測章	隊長認定	
12	観察章	隊長認定	
13	水泳章	指導員（A）または、水泳に堪能であり水泳章の各課目に精通している者（B）。	AorB
14	案内章	当該地域に長期間（5年以上）居住し（A）、その（考査する）地域の状況に精通している者（B）。	A&B
15	エネルギー章	エネルギー業務に従事しているか（A）、エネルギーについて専門知識を有する者（教員・研究者等）（B）。	AorB
16	介護章	介護福祉士（A）、または各種障害に応じた介護に携わっている者（特殊教育諸学校、福祉施設等に勤務している者）（B）か、それと同等以上の経験を有する者（C）。	AorB orC 同等以上の経験についてはその根拠を提示
17	看護章	看護師（A）、または、日赤看護法講習会を修了している者（B）。	AorB
18	手話章	手話に堪能である者。	指導ができるレベル
19	世界友情章	国際交流をコーディネートしている者。	
20	通訳章	英検2級以上（A）か英会話に堪能である者（B）。英語以外の言語については同等の語学力を有する者。	AorB 英語以外の言語を明示
21	点字章	点字を打つこと（A）と読むこと（B）に堪能である者。	A&B 指導ができるレベル
22	園芸章	園芸を職業とするか（A）、自家農園を有し園芸に精通している者（B）。	AorB
23	演劇章	演劇に堪能であり（A）、指導の経験を有する者（B）。	A&B
24	音楽章	音楽に堪能であり（A）、指導の経験を有する者（B）。	A&B
25	絵画章	絵画に堪能であり（A）、指導の経験を有する者（B）。	A&B
26	華道章	華道の指導にあたっている者	
27	茶道章	茶道の指導にあたっている者（	
28	写真章	カメラに精通し（A）、写真展などで入賞（B）、または指導の経験を有する者（写真連盟に所属していることが望ましい）（C）。もしくは写真撮影を職業にしている者（D）。	（A&（BorC）） orD

技能章名称	技能章指導員・考査員に求められる標準的な能力・資格等	その他事項
29 書道章	有段者であり (A)、指導の経験を有する者 (B)。	A&B
30 竹細工章	竹細工を職業とする (A) か、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
31 伝統芸能章	伝統芸能について専門知識を有する者 (A)、および伝統芸能の保存に堪能な者 (B)。	A&B
32 文化財保護章	郷土研究家 (A)・社会科教員 (B)・県の文化財保護課 (C)・市町村社会教育担当 (D) の経験を有する文化財の保護に精通した者 (E)。	(AorB orCorD) &E
33 木工章	大工を職業にするか (A)、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
34 安全章	衛生管理者 (A)、もしくは防災関係の業務に従事 (B) しているか、精通している者 (C)。	Aor (BorC)
35 湾岸視察章	船舶業務に従事している者 (A)、または沿岸視察業務に堪能である者 (B)。	AorB
36 家庭修理章	日曜大工に用いる道具の使用に熟達している者。	
37 環境衛生章	環境衛生に精通している者。	
38 コンピューター章	基本情報技術者 (A) か、コンピュータ業務に従事し (B) 専門知識を有する者 (C)。	Aor (B&C)
39 裁縫章	裁縫を職業とする (A) か、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
40 搾乳章	搾乳業務に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)。	AorB
41 自動車章	自動車運転免許 (普通自動車以上) を保有し (A)、運転 (B) または整備 (C) 業務に従事している者 (2級整備士以上の資格を有すること) (D)。	A& ((BorC) &D)
42 事務章	各種の事務的なことに堪能である者。	
43 珠算章	珠算2級以上の資格を有し (A)、計算業務に堪能である者 (B)。	A&B
44 消防章	消防業務に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)、または防火管理者の資格を有する者 (C)。	AorBorC
45 信号章	信号を使用する業務に従事しているか (A)、信号に関して十分な知識を有する者 (B)。	AorB
46 森林愛護章	林業関係の職業に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)、もしくは森林インストラクター (C)。	AorBorC
47 洗濯章	洗濯を職業とするか (A)、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
48 測量章	測量を職業としている者 (A) で、測量士補以上 (B) か、2級建築士以上の有資格者 (C)。	A& (BorC)
49 測候章	測候業務に従事している (A) か、または測候に関して十分な知識を有する者 (B)。	AorB
50 鳥類保護章	鳥類保護員か (A)、それと同等の能力を有する者 (B)。	AorB
51 釣り章	釣りに堪能 (A) で、課目指導・考査ができる者 (B)。	A&B
52 溺者救助章	溺者救助に熟達している者、(溺者救助員適任証を有していること)。	
53 電気章	工業高校電気科卒 (A)、または同等の能力を有する者 (電気工事、電気主任技術者であること) (B)。	AorB
54 天文章	天文に関する職業に従事している (A) か、または天文に関し十分な知識を有する者 (B)。	AorB
55 土壌章	農耕業務に従事している (A) か、農学について専門知識を有する者 (B)。	AorB
56 農機具章	農耕業務に従事している (A) か、農学について専門知識を有する者 (B)。	AorB

技能章名称	技能章指導員・考査員に求められる標準的な能力・資格等	その他事項
57 農業経営章	農耕業務に従事している (A) か、農学について専門知識を有する者 (B)。	AorB
58 簿記章	簿記検定1級以上の者 (A) であり、指導の経験を有する者 (B)。	A&B
59 無線通信章	第4級アマチュア無線技士以上の資格を有し (A)、交信経験が豊富である者 (B)。	A&B
60 有線通信章	有線通信の技術関係業務に従事している者。	
61 養鶏章	養鶏業務に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)。	AorB
62 養豚章	酪農業務に従事している (A) か、その経験を有する者 (B)。	AorB
63 ラジオ章	工業高校電子科卒 (A) か、同等の能力を有する者 (ラジオに精通していること) (B)。	AorB
64 わら工章	わら工について堪能である者。	
65 アーチェリー章	地域のアーチェリー協会・連盟に加盟する者 (A) で、2級以上の資格を有する者 (B)。	A&B
66 オリエンテーリング章	OL協会のインストラクターの資格を有する者 (A)、または同等の技能経験を有する者 (B)。	AorB
67 カヌー章	バッジテストB級以上の有資格者 (A) か、日本体育協会公認コーチ有資格者 (B)	A&B
68 自転車章	自転車の販売修理を職業にする者 (A)、または同等の能力を有する者 (B) でサイクリングに熟練している者 (C)。	(AorB) &C
69 スキー章	バッジテスト2級以上の資格を有する (A) か、スキーに堪能である者 (B)。	AorB
70 スケート章	バッジテスト2級以上の資格を有する (A) か、スケートに堪能である者 (B)。	AorB
71 漕艇章	船員 (A) またはそれに準ずる業務に従事する (B) か、海洋活動に堪能である者 (C)。	AorB orC
72 登山章	日本山岳協会 (A) または、日本山岳会 (B) 所属の会員である者 (C)。	(AorB) &C
73 馬事章	馬術に堪能である者。	
74 パワーボート章	小型船舶操縦士免許 (A) またはそれと同等の有資格者 (B) で、指導の経験がある者 (C)。	(AorB) &C
75 ヨット章	バッジテスト中級3級以上の資格を有する者 (A) で、指導の経験を有する者 (B)。(指導員以上の資格を有する者が望ましい)	A&B
76 武道・武術章	武道・武術の有段者 (A) で、指導の経験を有する者 (B)。	A&B
77 環境保護章	環境保全・保護や環境教育に精通している者。	
78 報道章	ニュース等の報道の経験を有する者。	
79 薬事章	薬剤師または医師である者。	
80 防災章	行政・地域や企業の防災の担当者か、担当した経験のある者。	
81 情報処理章	情報処理技術者 (A) か、IT 業務に従事し (B) 専門知識を有する者 (C)。	Aor (B&C)
82 情報通信章	情報通信技術者 (A) か、ICT 業務に従事し (B) 専門知識を有する者 (C)。	Aor (B&C)
83 ネットユーザー章	ネットリテラシーの教育に携わり、指導の経験を有する者。	

③ 技能章指導員・考査員と 地区とのコミュニケーション

スカウトたちに技能章の取得を奨励するためには、地区として、技能章指導員や考査員とのコミュニケーションをはかり、満足できるよい関係を保つように努める必要があります。特に、地区の進歩担当委員会は、次のことに配慮願いたいものです。

(1) 技能章指導員・考査員の研修の機会を設ける

地区の進歩担当委員会は、技能章指導員と考査員がボーイスカウト運動についての理解、技能章指導のあり方、考査の基準、考査の方法について理解を深めていただくため、研修への参加をお願いするとよいでしょう。一括、個別に行うなど方法はいろいろあります。また、ボーイスカウト講習会への参加もお勧めください。

また、技能章指導員や考査員へ、積極的に技能章に関係ある情報・資料を提供したり、県連盟・地区の広報誌を送付したりするなど必要なことです。「スカウティング」誌の購読をすすめるのもよいでしょう。

(2) 技能章指導員・考査員と連絡を密にする

技能章指導員や考査員と電話などで連絡をとることも、よいコミュニケーションを保つ方法として有効です。技能章の指導や考査にあたっての要望、疑問点・改善点などを地区として積極的にくみとることが望まれます。時間の面で過度の負担をかけていないか、経済的な負担をかけていないかなど、状況を把握し、場合によって調整しなければなりません。

さらに、技能章指導員・考査員から現行の考査細目について変更等があった場合には、指摘していただくことも大切です。(付表-5(4)参照)

このために、技能章指導員や考査員をいくつかのグループに分けて、地区の進歩担当委員が分担して、コミュニケーションをはかることが必要です。

(3) 感謝の意を表する

技能章指導員あるいは考査員としての任期が終わるときには、地区として、なんらかの形で感謝の気持ちを表わすことは、その労にむくいるために大切なことです。そうすることは、引き続いて技能章指導員や考査員をお願いするのにも有効でしょう。

地区または県連盟から、礼状や感謝状、記念品を贈呈するなどの方法があります。永年にわたって協力された場合には、県連盟に表彰を申請することもできます。

3. 技能章課目の指導

技能章課目の指導については、隊長は、必要に応じて技能章指導員をよきパートナーとして、委ねていくべきです。そのことは、技能章課目の指導を効果的に進めていく上に有益であるだけでなく、スカウトたちが各分野の専門家に接触することが、彼らの成長にとっても、大きな意義をもつからです。

技能章課目の指導は、スカウトに対して、次のステップで進められます。

(1) 技能章取得の希望を申し出たスカウトに助言を与える

隊長は、スカウト個人またはメンバーたちが、ある技能章の取得を申し出てくれば、快く対応します。そして、隊長はその技能章の意義をよく理解させるとともに、必要な助言を与えます。もし、技能章指導員や技能章審査員が得られない場合でも、それを理由に、スカウトたちを失望させることがあってはなりません。直ちに地区の進歩担当委員会と相談して必要な措置をとることです。また、進級課目の進捗との関係については、この機会に調整すべきで、進級課目を軽視して技能章の取得に傾斜するスカウトがいれば、これを是正するための指導と助言をします。

(2) スカウトに技能章審査員を紹介する

隊長は、技能章課目の指導に技能章指導員の協力を必要とすると判断した場合、スカウトに適切な技能章指導員を紹介します。スカウトが指導を受けるのに、できるだけ都合のよい人を選び出すことが大切です。この場合、技能章指導員・審査員名簿が役立つでしょう。隊長は、技能章指導員に対して、そのスカウトについてよく依頼しておくことです。なお、隊長はスカウトに技能章課目の指導を受ける態度を、事前に十分に認識させておきたいものです。

特別な指導を要しない技能章課目であれば、隊長は、そのスカウトに直ちに審査を受けるように勧めます。

技能章の取得は、スカウト個々の希望を基本としています。また、スカウトに個人差が大きいのが通常であることから、その指導は、スカウトと技能章指導員が1対1で行うことを原則としています。これは技能章指導員に過度の負担をかける利点もあるのです。

メンバーの全員がそろって、ある技能章の取得に挑戦するなど、多数のスカウトが指導を求めてきた場合、隊長は、地区の進歩担当委員会に申し出て、技能章講習会、技能章研究会などを開催してもらうことも1つの方法です。この場合でも個々のスカウトについて、要求されている基準に到達しているかどうかを、見極める必要があります。

(3) スカウトに、技能章指導員の指導日時の予約をとらせる

スカウトは、隊長より紹介された技能章指導員にあらかじめ電話等を利用して、都合をよく確認した上、訪問し、技能章課目の指導を受けるようにします。予約をとることは、必ず守らなければならない礼儀です。

(4) 技能章課目の指導に当たる

技能章課目の審査細目は、審査のために設定されているものですから、その技能章課目の指導の内容は、示された細目を大きく逸脱しない限り、その細目を軸に、基本の理解から、技能の習熟までと考えるべきです。

そのために、技能章によっては、時間を十分にかけて習熟させる必要があります。技能章課目の指導に、拙速は避けなければなりません。

また、技能に実力をつけさせるには、実物を用いて、ほんものを体験させることが望まれます。

スカウトが希望して自ら挑戦している技能章ですから、ある基準に到達するまでの間は、本人の自発活動を促すことが大切です。熱心のあまり、指導が押しつけにならないように、場合によっては技能章指導員にそうした配慮を願い出ることも必要でしょう。指導員からスカウトに課題を与えてもらって研究させるようにするのも一つの方法でしょう。

(5) 技能の完了についてみきわめる

技能章指導員に指導を委ねた場合、そのスカウトが技能章課目の審査を受けるにふさわしい能力を備えたことについて隊長に報告してもらうことが必要です。

(6) スカウトに技能章課目の審査を受けることを促す

指導完了を見極めたなら、隊長は、そのスカウトに遅滞なく、技能章の審査を受けることをすすめることが大切です。

4. 技能章課目の考査

1 技能章課目の考査の特徴

進級・進歩課目の考査においては、その責任者が所属隊長ですが、技能章課目の考査の場合には、それぞれの専門家である技能章考査員が当たるといことはすでにふれたところ

です。技能章の場合には、技能章考査員が個々の課目の考査において合格を認定すればよいので、面接は必要としません。

従って、合格について隊長が確認できさえすれば、所属団において技能章を授与することになっています。それだけに、技能章考査員の果たす役割は重要といえます。

2 技能章課目の考査実施の手順

技能章課目の考査を受けようとするスカウトに対して、支障なく実施できるように、隊長は、次のステップを理解して援助することが必要です。

(1) スカウトから技能章課目の考査の申し出を受ける

本人の申し出を待つばかりでなく、積極的に技能章課目の考査を受けるように導きます。また、技能章指導員から指導を完了した旨連絡をうけているスカウトには、遅滞なく考査を受けることを勧めることです。

(2) スカウトに技能章考査員を紹介する

この場合、隊長は技能章指導員・考査員名簿等を活用して、その考査にふさわしい技能章考査員を選ぶ必要があります。

技能章課目の考査は、スカウト個々に対して、修得できた細目から随時行うのが原則です。従って、地区の進歩担当委員会が、日時と場所を設定して技能章考査会の形で、同時に多数のスカウトに対して考査を行う方法などは例外のやり方です。

(3) スカウトに技能章考査員との予約をとらせる

技能章課目の指導を受けた場合と同じで、このことは、技能章考査員に対する礼儀です。

(4) 考査を受けるスカウトに対して援助する

技能章考査員の都合さえつけば、そのスカウトは、いつでもどこでも短時間で細目のいくつかについて考査を受けることができます。スカウトは細目の考査に合格したら、その都度、技能章考査員の確認を得ます。本書に記載されている技能章考査欄を利用して細目に合格の都度、技能章考査員の認証を得るようにすれば、その喜びが総ての細目の合格への大きな

励ましとなるでしょう。

(5) 考査の完了について、技能章考査員から報告を受ける

技能章考査員は、スカウトがすべての考査細目に合格したら、考査の結果を「合格」として隊長に通報する必要があります。万一、すべての考査細目に合格できなければ、「不合格」として、その事由をそえて隊長に通報します。通報にはいろいろな方法がありますが、確実にしかも早く隊長のところに到着することが大切です。また同時に、地区の進歩担当委員会は、技能章考査員から報告をうけることにより、技能章課目の考査状況を把握することができて、技能章取得の促進に資することができ、さらに、県連盟の進歩担当委員会に状況報告することが可能となります。

また、手続き上、隊長から技能章考査員への「技能章考査申請書」、技能章考査員から隊長への「考査結果通知書」、地区の進歩担当委員会への「考査結果報告書」「技能章考査細目についての通知書」をセットして1つの書式としておくとう便利です。特に「技能章考査細目についての通知書」は、今後の課目内容の見直しのために、県連盟で集約し是非、日本連盟までご連絡ください。

(6) 記録と申請

隊長はスカウトが挑戦した技能章について、進級に必要な技能章および隊長認定が可能な技能章の計12個に関しては、新たに発行される「スカウト進歩手帳」に考査日付と考査サインを記載します。他の技能章は空欄に修得した技能章名と考査員名、考査日付を記載します。



8. ハイキング章		
考査細目	考査方法 合格年月日	認証
1) バトローリングの正しい方法と、その危険性を説明する。
2) ハイキングの装備品一式一覧表を作成する。
3) ハイキングで観察物を3種類以上スケッチする。
4) 地形にやさしい野外活動をするために、ハイキングで用いられる地形図を説明できる(アウトドアカード)。
5) 道に迷ったときの対処の方法を説明できる。
6) ハイキングで野帳をつか、またその野帳によって地図図を作る。【前章課目3.スカウト技能5.歩道の3と共通】
7) ハイキングに適切な服装、用具、靴について説明できる。
8) 自然環境を利用した天気予報ができる。

考査細目のすべてに合格したことを証明します。

年 月 日 隊長 印

[] 章		
考査細目	合格年月日	認証

考査細目のすべてに合格したことを証明します。

年 月 日 技能章考査員 印

3 技能章課目の考査の方法

スカウトが技能章をつけることは、その技能が「実際にできる」ものであり、社会や他の人々に奉仕できることを公表するものです。従って、技能章課目の細目の考査は、**実地（その場で）あるいはそれに近い状況と方法で行うことを前提**としています。細目によっては、実施した記録や証明などを審査することになりますが、この場合でも、「実際にできる」ことを確認するという意味合いを忘れてはなりません。

技能章ごとに示されている細目について、指定された「考査方法」（右表）により考査を行います。

なお、各技能章課目の考査の方法ならびにポイントについては、この手引の第2部に一括して示してあります。実際の考査は、それらを活用して行ってください。

4 技能章課目の考査基準

ベーデン-パウエル卿は「隊長の手引」の中で、「技能章獲得についてわれわれが標準とするのは、ある知識や技能において一定の水準まで熟達するというのではなくて、そうして知識や技術を得るために、その少年がどんなに努力したかという点においているのである」と述べています。

このことは、すべての考査に当って、基本的に考えておかなければならないことです。

また、教育規定では、考査の基準について、次のように定められています。

7-34 考査の基準は、スカウトの年齢、知能、体力、特質、発育の程度及び生活環境によって一律に考えるべきではないが、いかなる場合もその最低基準線はこれを守らなければならない。

技能章の考査についても、技能章が特定分野の技能の修得を目的としている以上、考査の最低基準線というものは常に守らなければなりません。このことを通してむすかしい考査に合格したという喜びと自信が、その修得に誇りをもたせ、技能章の価値を高めます。しかし半面、技能章は完全な専門家の養成をねらっているものでもありませんので、基準を強調するあまり、伸びようとしているスカウトの芽をつんでしまうことになっては本末転倒です。技能章はあくまでも、興味をもたせ、努力させ、そして修得することの喜びが、さらに次の努力につながることをねらっています。考査による合格は、それぞれの技能への入門であり、あとに続く限りのない進歩を期待するものでもあります。

いすれにしても技能章考査員には、基準の維持に心がけていただくことが強く望まれます。

考査区分	考査方法	区分表記
実演	その場で実際に行う。	実
発表	調査・研究の報告、意見等をその場で発表する。	発
口述	その場で口頭により説明する。	口
記述	その場で筆記により説明する。	記
作品の提出	自作の作品を提出する。	作
計画書の提出	実演・実践等のための企画・計画書を提出する。	計
報告書の提出	調査・研究の経過とまとめた成果を報告書として提出する。	報
記録の提出	実際に行った活動等の記録を提出する。	録
証明書の提示	すでに得た資格・実績などの証明書を提示する。	証
話し合う	あるテーマについて、自分の意見をもって話し合う。	話

▶ 考査の方法の表記例

実演または口述： 実／口

実演及び口述： 実・口

実演後に口述： 実→口

5. 技能章の授与

1 技能章の交付申請

隊長は、技能章考査員からの通報によって合格を確認（隊長認定の技能章であれば認定）したなら、1 日でも早くスカウトに技能章を授与しなければなりません。

報告をうけた隊長は、直ちに事務手続きをして、団委員長に対して技能章交付を申請して、技能章を入手します。技能章の場合は、隊長が細目について再考査するなどには必要のないことです。権威ある技能章考査員の考査結果をそのまま受けとめ、団委員会の協力を得て、技能章を早く入手することが大切です。

なお、技能章の購入については、所属県連盟が指定する方法に従ってください。

2 技能章の授与のしかた

技能章の授与は団で行います。団あるいは隊の公的な場で授与されれば、授与されたスカウトの感激は大きく、努力して得た技能章に誇りと自信をもって、さらに次の進歩に励むようになるでしょう。また、技能章の価値を高めることになるので、他のスカウトたちにもよい影響をもたらすことになります。

技能章は、進歩記章と違って、多数のスカウトが数多く取得するものですから、授与の機会をできるだけ多く用意して、タイミングよく授与することが必要です。

3 技能章の着用について

技能章の着用については、教育規定 9-4-1、9-9-1 で定められているように、6 課目までは、班別章・ベンチャー認識章の下につけます。ただし、7 課目以上の場合は袖から外して、全てタスキに着用することに 2017 年の改定で変更になりました。（旧技能章も同様の扱いとなります）

当面は、進級デザインの技能章が混在します。タスキは右肩から左脇下にかけてます。（下図）

